

HTM基金 募集要項

2026年2月吉日
公益財団法人公益推進協会

目的

当基金は、ある篤志家の方からの寄付を生かし、健康で幸せな人々の暮らしを守るために設立されました。障がいや病気を抱える人々やその家族への支援となる活動を助成金でサポートしていきます。

助成額

1件あたり30万円以内

助成件数

1～2件程度

募集期間

2026年2月2日(月)～2026年4月17日(金) (※WEB申請 17:00締切)

助成対象

(1) 助成対象団体 以下の要件を全て満たしている団体

- ① 本拠地および活動拠点が日本国内にある非営利団体であること（法人格の有無は不問）
- ② 団体の活動実績が1年以上であること
※法人設立から間もない団体は、任意団体時の活動実績と通算して1年以上あれば対象です。
- ③ 助成金受け取り口座として団体名義の口座を指定できること（任意団体も同様）
- ④ 政治や宗教活動を目的としない団体であること
- ⑤ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう）ではない、または反社会的勢力と一切関わりのない団体であること
- ⑥ 団体の活動をホームページ、SNSや会報誌等で公表していること

(2) 助成対象事業

障がいや病気に悩む人々とその家族が抱えている様々な問題に対する医療・福祉上の支援事業

【以下に該当する活動は対象外】

- ・研究を目的とした調査・分析 ・学术论文の作成を目的とした活動
- ・当基金の助成金を用いた他団体への再助成

(3) 助成対象期間 2026年6月1日～2027年5月31日（期間内であれば、実施回数や時期は問いません）

(4) 対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

【以下の支出項目は対象外】

- ① パソコン・カメラ等の団体が備えるべき耐久消費財の購入費用

② 総額が10万円以上の備品の購入費用（消耗品は含めない）

③ 団体の経常費用（地代家賃・水道光熱費・常勤スタッフの人件費等）

但し、①②については、助成事業の実施において特に購入が不可欠であると団体が判断した場合に限り、相応の事由が添えてあれば申請可能です。（※選考により認められない場合があります。）

応募方法

応募フォーム（<https://form.run/@oubo-HTM>）に下記書類を添付し、ご応募ください。

（1）申請補助資料（助成実績・収支概要）

※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。

（2）定款または会則

（3）前年度（2024年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書

※法人設立からの活動実績が1年未満の団体は、その旨を記載した上で法人の決算書・事業報告書に加え任意団体時の（該当年度の）決算書・事業報告書も提出してください。

（4）【法人のみ】履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内）

（5）申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須

（6）【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考方法及び通知

（1）選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

（2）結果通知

2026年5月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書またはメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「公益財団法人公益推進協会 HTM基金による助成事業」であることを必ず明記してください。

・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。

・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。

・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにて提出してください。

① 助成事業報告書（指定書式）

② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付

・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル

公益財団法人公益推進協会 HTM基金担当 宛

E-mail : info@kosuikyo.com (件名は「【問合せ】HTM基金_団体名」としてください)

